別表七十九の項中「よる」の下に「保険金の支払、」を、「把握」の下に「又は預金等債権（同法第七十条第一項に規定する預金等債権をいう。）の買取り」を加え、同表八十二の項中「よる」の下に「保険金の支払、」を、「把握」の下に「又は貯金等債権（同法第七十条第一項に規定する貯金等債権をいう。）の買取り」を加え、同表八十五の項の次に次のように加える。

八十五の二　文部科学大臣	技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による技術士又は技術士補の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十五の三　総務大臣	電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表九十一の二の項の次に次のように加える。

九十一の三　経済産業大臣	計量法（平成四年法律第五十一号）による計量士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表九十九の項の次に次のように加える。

九十九の二　預金保険機構	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）による更生手続に属する行為（同法第三百九十五条本文に規定する行為をいう。）、再生手続に属する行為（同法第四百六十六条本文に規定する行為をいう。）又は破産手続に属する行為（同法第五百七条本文に規定する行為をいう。）の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表百五の二の項中「の登録」を「、マンション管理業者又は管理業務主任者の登録」に改め、同項を同表百五の四の項とし、同表百五の項の次に次のように加える。

百五の二　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十一条第二号に規定する審議会	弁理士法による弁理士試験の執行に関する事務であって主務省令で定めるもの
百五の三　農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）による再生手続に属する行為（同法第十九条本文に規定する行為をいう。）又は破産手続に属する行為（同法第四十条本文に規定する行為をいう。）の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表百十四の項の次に次のように加える。

百十四の二　日本公認会計士協会	公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法による会計士補の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表百十五の項の次に次のように加える。

百十五の二　市町村長	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）による避難住民の誘導に関する事務であって主務省令で定めるもの
百十五の三　都道府県知事	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による避難住民及び武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害による被災者の救援の実施又は医療関係者に対する実費の弁償に関する事務であって主務省令で定めるもの
百十五の四　総務大臣又は地方公共団体の長	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による安否情報の収集又は提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
百十五の五　地方公共団体の長	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による損害の補償（同法第百六十条第一項又は第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による補償をいう。）に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表百二十三の項の次に次のように加える。

百三十三の二　農林水産大臣又は環境大臣	愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）による愛玩動物看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
百三十三の三　国土交通大臣	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）による賃貸住宅管理業者の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

（住民基本台帳法の一部改正）

第二条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「よる」の下に「同法第五十三条第一項の保険金の支払、同条第四項の仮払金の支払」を、「把握」の下に「又は同法第七十条第一項の預金等債権の買取り」を加え、同表中十三の三の項を十三の四の項とし、十三の二の項を十三の三の項とし、十三の項の次に次のように加える。

十三の二　預金保険機構	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）による同法第三百九十五条の更生手続に属する行為の実施、同法第四百六十六条の再生手続に属する行為の実施又は同法第五百七条の破産手続に属する行為の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの

別表第一の十四の項中「よる」の下に「同法第五十五条第一項の保険金の支払、同条第三項の仮払金の支払」を、「把握」の下に「又は同法第七十条第一項の貯金等債権の買取り」を加え、同項の次に次のように加える。

十四の二　農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）による同法第四十条の再生手続に属する行為の実施又は同法第四十条の破産手続に属する行為の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
十四の三　日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の二第一項の外国公認会計士（同条第五項に規定する外国公認会計士をいう。）の同条第五項の登録、同法第十六条の二第一項の登録の抹消、同法第十七条の二第一項の登録の抹消、同法第十七条の二第一項の登録の抹消又は同法第十七条の二第一項の登録の抹消に関する公認会計士法第十六条の二第一項の外国公認会計士の登録